

水源環境保全・再生に係る環境の経済的価値の評価について

1 評価の位置付け

(1) 目的

- 施策の総合的な評価（最終評価）の取組の一つとして実施する。
- 施策実施に伴う水源保全地域の経済的価値の向上（差分）について、経済的な手法を用いて事後評価することで、特別対策事業（水源環境保全税充当事業）だけでなく、水源地域において実施される様々な関連事業（施策大綱構成事業）の効果も捉えた、包括的な評価結果を得ることを目的とする。

(2) 評価対象

- 施策大綱構成事業（一般財源と特別財源により行っている事業）
 - ※ 最終評価に向けた経済評価においては、その対象は特別対策事業に限定されるものではなく、施策大綱事業全般の評価を行う。
 - ※ 施策大綱前と現在の状況を比べ、県民の福利の向上度合いを貨幣価値で算出する。

2 実施方法

- 施策大綱構成事業の評価を CVM（仮想的市場評価法） により実施する。
- 具体的には、県民へのアンケート調査を行い、仮想的な質問として「これまでの概ね15年間の取組による効果を将来にわたって享受出来る場合、いくら支払ってもよいか（支払意思額）」を尋ね、調査結果を集計・分析することで、水源地域の経済的価値の向上（差分）を事後評価する。
- 支払意思額の適切な回答範囲の設定やバイアス回避のため、予備調査1回を行った上で本調査を実施する。

	対象者	本調査に向けた確認内容	配布方法	回収数
予備調査 (10月)	県民（県内在住の Web モニター）	事業説明や仮想状況の説明のわかりやすさの確認、支払意思額の提示額の確認等	Web アンケート	300 票
本調査 (1月)	県民（県内在住の Web モニター）	—	Web アンケート	800 票

【CVM(Contingent Valuation Method：仮想的市場評価法)】

アンケート調査等により支払い意思を聞き取ることにより、対象とする環境の持っている価値を評価する手法。回答者に環境改善のシナリオを示し、そのシナリオを実現することに対する支払意思を確認。

- 水源環境保全・再生施策実施に係る経済価値について、代替法により水源かん養や山地保全など試算可能なものを全て用いて算定する。
- 特別対策事業について、令和3年度までの実績を勘定形式にとりまとめ、環境資源

勘定を作成する。

- 水源環境保全・再生施策について、N b S の考え方に基づいて事業の自己評価を行う。
- 実施にあたり、調査方法等の検討及び調査結果の分析・評価を行うため、経済評価を専門とする学識者等からなる有識者検討委員会を設置。

＜検討委員会委員（5名）※五十音順＞

- ・大沼 あゆみ 委員 慶應義塾大学経済学部 教授（検討委員会委員長）
- ・柘植 隆宏 委員 上智大学大学院地球環境学研究所 教授
- ・土屋 俊幸 委員 東京農工大学 名誉教授
- ・正木 隆 委員 森林総合研究所 研究ディレクター
- ・吉村 千洋 委員 東京工業大学環境・社会理工学院 教授

3 スケジュール

- 有識者検討委員会の第1回（8/25）については、開催済み。
- 9月 第2回有識者検討委員会（web）
- 10月 予備調査1回目
- 11月 第3回有識者検討委員会
- 12月 本調査
- 1月 第4回有識者検討委員会
- 3月末 調査結果報告書作成

4 調査結果の取扱い

経済的手法による施策評価は、意識調査の一種であることから、あくまでもモニタリング等に基づく水源環境の現場に即した検証を柱とし、それを補完するものとして取り扱う。